

林業経営者育成確保事業実施要領

〔 制 定 平成22年3月31付け21林整研第845号 〕
林 野 庁 長 官 通 知

第1 事業の種類

林業・木材産業等振興対策事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく林業経営者育成確保事業の実施については、実施要綱に定める事項のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容

1 人材育成の充実・強化に向けた調査事業

経営能力の高い専門家や現場対応力の高い技術者を効率的・効果的に育成する手法について調査を実施する。

（1）素材生産、森林土木、造林、種苗等業種毎のニーズや要望の把握

ア 森林・林業に関する有識者による検討委員会を開催し、調査方法等を検討する。

イ 素材生産、森林土木、造林、種苗等の業種において必要とされる人材や育成方法について調査し、各業種毎の実態を把握する。

ウ 上記イの調査を踏まえ、各業種における代表的な事業体等について、現地調査を実施する。

エ 上記ア、イ、ウで実施した調査結果について、報告書にとりまとめる。

（2）我が国の森林・林業分野における人材育成の取組の現状や優良事例の調査

ア 我が国の森林・林業分野における人材育成の取組の現状や優良事例に関する資料等を収集し、分析する。

イ 優良な取組を行っている地方公共団体、林業事業体等について、現地調査を実施する。

ウ 上記ア、イで実施した調査結果について、報告書にとりまとめる。

（3）海外の森林・林業分野における人材育成の現状や我が国が取り入れるべきノウハウの調査

ア 海外の森林・林業分野における人材育成の現状や我が国が取り入れるべきノウハウの調査資料等を収集し、分析する。

イ 海外において優良な人材育成の取組を行っている国について、現地調査を実施する。

ウ 上記ア、イで実施した調査結果について、報告書にとりまとめる。

（4）森林・林業分野の人材育成マスタープランの作成

ア 森林・林業に関する有識者による検討委員会を開催し、人材育成マスタープランの作成方向について検討する。

イ 上記（1）、（2）、（3）の調査結果及び検討委員会における検討を踏まえ、下記について作成する。

（ア）森林・林業に係る現場技術者の育成方策（体系、指導要領等）

（イ）森林・林業に係る現場技能者の育成方策（体系、指導要領等）

（ウ）上記（ア）、（イ）を踏まえた人材育成マスタープラン（戦略、体系等）

2 林業経営力向上支援事業

中堅林業者等を対象とした林業経営力の向上への取組を実施する。

（1）中堅林業技術者養成

中堅の林業技術者を対象に、森林の公益的機能の発揮と低コスト木材生産の両立を可能

とさせるような林業技術や林業経営力の向上を図る講座、研修等を実施する。

(2) 林業グループ活動への支援

林業グループのリーダー、指導林家等を対象に、林業技術及び林業経営に関する知識の習得に資する全国的な研修会、事例発表会等を実施する。

ア 地域林業ビジネスリーダー養成

地域の林業をビジネスとして展開する人材の養成を図るための研修会等を開催する。

また、地域林業の先進事例や試験研究の情報等を収集し、インターネット等を通じて発信する。

イ 林業グループ活動活性化支援

林業グループによる活動成果についての事例発表を行う林業グループコンクールの開催(中央及び全国6ブロック(北海道・東北、関東、中部・北陸、近畿、中国・四国及び九州))及び林業後継者の活動実績の発表、意見交換会等を行う全国林業後継者大会を開催する。

(3) 女性林業家の育成

林業に関わる女性の地位向上と社会活動への参画促進、女性林業グループのネットワーク化を図るため、全国レベルの交流会等を開催するとともに会誌を発行する。

ア 全国女性交流会開催事業

(ア) 企画委員会の設置

学識経験者、林業普及指導員及び林業関係団体の代表者等からなる企画委員会を設置する。

(イ) 全国女性交流会の開催

森林・林業に興味を持つ女性を含めた林家等の女性を対象に、全国レベルの交流会を開催する。

イ 女性林業グループ会誌発行事業

林業女性活動の普及啓発と地域活動・生産活動の促進を図るため、女性林業グループの会誌を発行する。

3 児童・生徒の林業就業促進支援事業

森林・林業関係学科高校生等を対象とした林業経営・就業体験(インターンシップ)、地元の小・中学生に対する地域の森林・林業に関する体験学習等を通じた次代の林業経営者育成確保活動を実施する。

(1) 活動強化推進

ア 全国レベルでの取組

(ア) 森林・林業関係学科設置高校のネットワーク化の促進のための効果的な事業活動及び連携方法や教材の内容について、林業関係者、学識経験者等による検討委員会を開催する。

(イ) 森林・林業関係学科設置高校の教員等を対象に、全国研修会を開催する。

(ウ) 活動の推進に資する教材の作成、作成に必要な情報の調査・収集、全国の関係機関への配布を行う。

イ 都道府県レベルでの取組

(ア) 森林・林業関係学科設置高校の教員と林業関係団体との交流会を実施する。

(イ) 森林・林業関係学科の高校生等に対して林業経営・就業体験等を実施する。

(2) 個別林業グループ等の現地活動

個別の林業グループ及び会員である女性林業者や高齢者等が、次世代の林業経営を担う児童・生徒等を対象に、普及・啓発活動を実施する。

- ア 働きかけの対象、活動の時期、場所、方法、連携する事業体、普及指導協力員等を具体的に明示した林業グループ等の年間行動計画を作成する。
- イ 森林・林業関係学科の高校生等を対象とした林業経営・就業体験の実施及び林業技術研修を実施する。
- ウ 森林施業推進等に資する森林・林業体験学習の実施及び実施に必要な教材、作業用具、おおむね1haを超えない範囲内での学習林等の整備を行う。
- エ 地域イベントにおける森林施業推進等のための普及啓発、展示等の活動を行う。
- オ 地元の小・中学生を対象に、森林・林業のすばらしさを実感できる体験学習、伝統的な林業技術等を持つ地域住民による森林の技術伝承講座等を実施する。

4 林業経営新規参入者支援事業

新たに林業経営を手がける森林所有者等を対象とした所有森林の経営・管理のための支援を実施する。

(1) 情報の提供

- ア 相談窓口を設置する。(47都道府県)
- イ ネットワーク作りや山村暮らしに役立つ情報提供資料を作成する。

(2) 現地研修、学習会等の開催

新たに林業経営を始める人や施業意欲の低下した森林所有者を対象とした森林経営・管理に資する森林施業等の技術・知識に関する研修会等を開催する。(全国6ブロック)

(3) 林業経営新規参入アドバイザーの登録システムの設立

新規参入者等への経営・管理に関する助言や山村での生活の相談を実施するため、先輩参入者や地域の林業関係者を対象に研修を実施し、林業経営新規参入アドバイザーとして登録、派遣する。

(4) 研修参加者等のネットワーク化

(3)のアドバイザーによる(2)の研修参加者に対する山村への定着に向けた相談会を開催する。(全国6ブロック)

第3 事業の実施

1 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り委託できるものとする。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなるので、委託内容については十分検討すること。

2 助成を行うに当たっては、助成することが必要かつ合理的・効果的であると認められる活動に限るものとする。

3 事業実施に当たっては、流域森林・林業活性化センターや活性化協議会等と連携するなど効率的かつ効果的なものとなるよう留意すること。

第4 事業計画

実施要綱第4に定める事業計画については、林業経営者育成確保事業費補助金交付要綱(平成22年3月31日付け21林整研第844号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定める補助金交付申請をもって代えるものとする。

第5 補助対象経費

実施要綱第6の国の助成に係る補助対象経費は、別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法については、別表2のとおりとする。

第6 助成金交付規程の承認

第2の3の(1)のイ及び(2)に定める事業の補助事業者は、本事業の助成金の交付に係る規程を林野庁長官に提出し、その承認を受け、当該規程に基づき助成金の交付を行うものとする。また、当該事業に係る手続、様式等の細則は、別途補助事業者が定めるものとする。

第7 報告

実施要綱第8に定める報告については、交付要綱に定める補助金実績報告書をもって代える。

第8 経過措置

林業後継者活動支援事業実施要領（平成20年3月31日付け19林整研第1301号林野庁長官通知）は廃止する。

ただし、当該要領に基づいて平成21年度までに実施されたものに係る報告等に関する規定については、なお従前の例によることとする。

別表 1 (第 5 関係)

区 分	補 助 対 象 経 費
1 人材育成の充実・強化に向けた調査事業	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、委託費
2 林業経営力向上支援事業 (1) 中堅林業技術者養成 (2) 林業グループ活動への支援 (3) 女性林業家の育成	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、保険料、委託費 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、システム管理運営費、委託費 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料
3 児童・生徒の林業就業促進支援事業 (1) 活動強化推進 (2) 個別林業グループ等の現地活動 4 林業経営新規参入者支援事業	(全国レベル) 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料 (都道府県レベル) 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、資機材整備費、保険料 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、資機材整備費、保険料 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、資機材整備費、保険料、委託費

別表 2 (第 5 関係)

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とする。</p> <p>また、日当たり単価の算定にあつては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とする。（算定に当たつては、退職給与引当に要する経費は含まれない。）</p>
2 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p>
3 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。</p>
4 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、検討会、委員会、普及啓発活動等の実施に伴う旅行に必要な経費とする。</p>
5 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議室、印刷製本費、資材購入費等の経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）</p>
(ア) 消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p>
(イ) 会議費	<p>事業を実施するために必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費とする。</p> <p>なお、事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象とならない。</p>
(ウ) 印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p>
(エ) 資材購入費	<p>事業を実施するために必要となる苗木代、鉋、鎌等の調達に必要な経費とする。</p>
6 役務費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる通信運搬費、原稿料等の経費とする。</p>

(ア) 通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃等の支払等に必要となる経費とする。
(イ) 原稿料	事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。
(ウ) 通訳翻訳料	事業を実施するために必要となる外国人との交渉、会話の際の通訳や外国語の文書の翻訳について、本事業を実施する事業実施主体が委託した者に対して実働に応じた対価を支払う経費とする。
(エ) 広告料	事業を実施するために必要となるポスター作成費、新聞告知費・作成費、看板代、のぼり代等の経費とする。
7 使用料	事業を実施するために追加的に必要となる会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。)
8 賃借料	事業を実施するために追加的に必要となる事務機器及び情報機器等の借上げに必要な経費とする。(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料は含まれない。)
9 資機材整備費	事業を実施するために追加的に必要となる資機材の整備に係る経費とする。
10 システム管理運営費	事業を実施するために必要となる機器の借上げや管理費、機械保守費、通信回線利用費等の経費とする。
11 委託費	<p>本事業の補助の目的である事業の一部(例えば、事業の一部を構成する海外林業の現地調査やホームページの作成・維持管理、技術者養成研修の一部を構成する高度な技術を要する現地実習等)を他の民間団体に委託するために必要となる経費とする。</p> <p>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施できるものとする。</p> <p>なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなるので、委託内容については十分検討するものとする。</p>
12 保険料	<p>体験活動等において、様々な事故による傷害や賠償責任などを補償するため、当該活動に参加する者が保険に加入するために必要となる経費とする。</p> <p>ただし、保険期間は、活動等開催日の午前0時から当該活動等終了日の午後12時までの間のうち、行事に参加するために所定の場所に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ主催者の管理・監督下にある場合に限るものとする。</p>